

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第四編 賃金政策

第四章 資本家の賃金対策

総評が「賃金綱領」を発表して以来、賃金闘争が飛躍的に発展するきざしをみせたことは、前年度の年鑑においても明らかにした。なかんずく最低賃金制の闘争を大きくとりあげたことは、独占資本にとって大きな脅威になったといえるであろう。かくして日経連は三月に総評の最低賃金制と対抗するために、これの全面的な批判を展開するにいたった。その主要点をあげればつぎのようなものである。

一、総評最低賃金制の綱領も公然とうたっているように、それは賃金要求に名をかりた公式的、容共的革命論議であり、わが国の経済構造、国家体制変革の意図を含んだものである。

二、最低賃金制の真の意図は、不断の賃金闘争のテコ入れの役目をもつものであり、中小企業の労働者を含めた広汎な労働者を動員するための戦術的道具である。

三、労働者の賃金は国民経済の生産上昇のなかにその源泉をもつ。いまのわが国における国民生活水準は二八年度において対前年一%の上昇しか見込まれていない。このような国民経済の現状からして総評の主張は全く非現実的である。

四、財政根拠も恣意的である。かりに総評最低賃金制を実施した場合その所要総額は三五七七億円に達するが、この額は予算の三七%強に当るものであり、社会保障費としては類例のない高額のものである。

五、案自体に明確を欠く点多く、算出根拠にも誤謬が多い。

六、現在能率給がとられている時、これを遂行するような最低賃金制—生活給的賃金形態がとられたならば、労働者の生産能率は低下する。

日経連の批判の前文はつぎの通りである。

(日経連の総評最低賃制案批判)

(一)総評の最低賃金制案の性格

総評の最低賃金制案の骨子を見ると要するに、凡そ労働者と名のつく者には凡て最低賃金八〇〇〇円を保障することであり、最低賃金額を支払い得ない企業に対しては、その差額支給に必要とする経費を国家予算に計上することによって政府が保障せよというに盡きるが、この所謂最低賃金制の要求はそれ自身独立したものではなく、賃金綱領に掲げられた他の闘争目標と緊密に結び付いていることは見逃せない。

総評の賃金綱領によれば、賃金に就いての全労働者の基本目標並びに当面の獲得目標は

(イ)「健康にして文化的な生活」を営むことができる賃金水準＝最低手取七万円の実現。

(ロ)戦前賃金水準二万五〇〇〇円平均の即時回復。

(ハ)全物量方式による実質賃金要求の達成

(ニ)拘束八時間労働制の完全実施

であるが、これらの諸目標達成のための不可欠の前提条件として労働法規改悪・弾圧諸法規絶対反対、社会保障制の根本的拡充、首切り反対、自主貿易と平和産業の拡大、再軍備反対、平和憲法の擁護が必要であるといっている。

然も更に以上の諸目標達成のための統一行動を可能にする途は一切の中小企業、家内工業、未組織労働者、更には「飢餓的生活と潜在失業」の温床となる農民とともに、全地域的な労農の統一戦線を結成しなければならない。軍事予算反対、高率課税反対、潜在失業者の救済、貧困な農村生活水準の向上、農業経営の近代化なくして具体的な賃金の統一闘争はないというに至っては吾々は提起せられた問題の余りにも広汎な内容、その公式的な論調に戸惑いせざるを得ない。

「試案」の基本的考え方は続けて露骨にも最低賃金の考え方は「再軍備か生活か」というスローガンに集約せられると云っている。再軍備の可否は現下我国の重要問題であることは間違いないが、それは純然たる政治問題であって、又既定の事実でもない。況んや「再軍備か生活か」というが如き、どぎつい表現で解答を迫られねばならない二者択一の問題ではない。総評の従来ゆき方からすれば賃金という如き労働者の経済問題を所謂平和闘争と結び付ける牽強附会の説も常套手段であろうが、総評の政治色濃厚な平素の行き方が此処でも露呈されたのだと考えざるを得ない。

最低賃金制の真の目的が奈辺にあるかは彼らの綱領に「最低賃金法の実施は我々自身にも、又勿論資本家とその政府にも、現在の戦争政策と戦争経済体制、戦時経済構造に鋭く対決させる。最低賃金法は必然的に経済政策と経済構造の変革を伴い、最低賃金法を要求する我々の闘争は、経済政策と経済構造の変革に関する労働者の計画の樹立を要請し、日本のとり残された農村を基礎とする軍事国家的体制に致命的な打撃を与えるためのものである」と述べていることに集中的に表現されている。それは現在の我国の経済構造に対する変革意図、いな現国家体制そのものへの批判を含むものである。それは最低賃金制を槓杆とする革命論議に対決せんとするものであるから、その意図は賃金要求の域を超えており、その野望は厳戒を要する。それは裏を返せば賃金要求に名を籍りた公式的、容共的革命論議の押し売りに過ぎない。

このことは国民評論に掲げられた日共の理論で「総評の賃金綱領は最低保障を基礎とする合理的賃率—職階給打破のスローガンを掲げたとき広汎な労働者の支持を受け、総評への労働戦線の統一は著しい進展を示すことになった」と讃辞を奉られていることで、はしなくも尾てい骨を暴露したというべきであろう。(以下略)

右のような日経連の主張は、相変わらず、古くさい生産力賃金説の主張をくりかえしたものであり、ILOでさえ決議した最低賃金制をまっさつしようとする意図にみちているといつてよい。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

